

宮城県・岩手県（1次・2次震災がれき仮置場及び処理場）視察報告

兵庫県議会議員 中田英一

目的：被災地の復興状況とがれき処理の実状調査を通して広域処理の必要性を考察する

結論：①復興状況

- ・目に見える形ではほとんど進んでいない（津波被害のあった場所は何もない荒涼とした平地が広がっている）。

建造物で再建されているのは、**道路**、道路沿いの**コンビニ（仮設）**、**防波堤**、**港湾の工場・漁業施設**の一部のみ

- ・津波被害にあった住宅地は、別の場所（内陸部や高台）への移転が検討されているが、場所が決まり被災者も納得（合意）できている地域はまだ少なかった。これが決定（合意）して始めて住宅地造成等の工事に取り掛かることができる。

* 地元自治体職員の懸命な努力によって、日々交渉（合意形成）が進められているが人手が足りていないところもある。

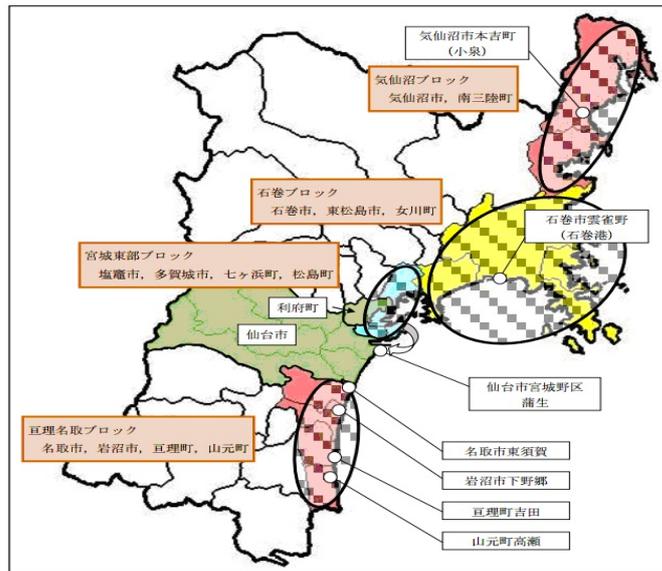
②震災がれきの状況

- ・まだまだ膨大な量のがれきが残っている。しかし、急場しのぎで作った1次仮置場（がれきの分別や置場選定よりも迅速性を優先）からほとんど2次仮置場（がれきを種類ごとに分別し、置き場も生活の妨げにならない場所を選定）に搬送されており、被災者の生活や復興を直接妨げているとは思えない。
- ・震災から1年が経過し、（特に宮城県海岸に数箇所）仮設の処分場が完成、処理能力のピークを迎えたことで、現地でのがれき処理速度は格段に上昇する。

③まとめ

震災がれきの処理と被災地復興は、相互関係にはなくどちらに重点をおくかという議論であり、そうであれば当然人の暮らしに関わる「復興」を優先すべきである。すなわち、**限りある人材も費用もできる限り「復興」のために投じ、「がれき処理」は（安全性の担保は当然）最小限の人材と費用で行うべきである**。したがって、大きく人材と費用を投じて少し（数箇月）がれき処理の完了を早めるという広域処理は行うべきではない。

「がれきの処理が終わらないと復興が始まらない」という趣旨の発言を耳にするが、順序が反対で、**極論をすれば復興してからがれきを処理してもいいくらいだ**と思う。



※気仙沼ブロックは現在調整中。

図 3.1 4つの地域ブロック及び二次仮置き場の選定状況

宮城県

仙台空港からはじめに福島県との県界にある山元町まで南下し、沿岸道路を使って北上、亶理町、岩沼市、名取市、仙台市、多賀城市（1日目）、塩竈市、松島町、東松島市、石巻市、女川町、南三陸町（2日目）という行程を通りました。

○山元町、亶理町、岩沼市、名取市、仙台市の沿岸には平野が広がり（そのため海岸線は直線状になっている）津波被害が甚大でした。海岸から一定の範囲はほとんどの建物が津波にさらわれ、道路だけが整備された（がれきを仮置場に集め道路のみ修繕されている）荒涼とした平地（海岸部）に、仮置場と仮設処理場（焼却場）が点在していました。

この地域は元々ほとんどが住宅や田畑で、「新しい都市計画では同じ場所を住宅地とするか」「しないとすれば移転先はどこか？」「住宅地の配分はどうするか？」「元の土地をいくらで買い取るのか？」などの問題において、住民の理解と合意が形成できておらず、具体的な計画決定に難航していました。（津波被災地においてほぼ共通する最大級の課題）

職員に話を伺う中で、岩沼市では発災直後からの真摯な対応によって（一部）住民の集団移転について合意が得られ、今年度にも移転を開始するとのことでした。このように被災から一定期間を経て、徐々に自治体や地域ごとに差が生じてきているように感じました。しかし、どちらにせよ、**海岸部に設置された仮置場・仮設処理場の周囲には住民生活（生活に使われる都市機能や仮設住宅は内陸部にある）や復興計画は皆無（津波被害に遭った土地には同様の住宅建設を避ける）であり、荒涼とした海岸部にある仮置場の存在が被災地復興の妨げになっているという事実は認められませんでした。**

視察（外観・周辺土地のみ）した施設数

※提供を受けた資料に沿って回ったが、集約・移転、あるいは見つけれなかった箇所もある

山元町	1次仮置場	4箇所	2次仮置場・仮設焼却場	1箇所
亘理町		2箇所		1箇所
岩沼市		2箇所		1箇所
名取市		3箇所		1箇所
仙台市		2箇所		2箇所

亘理・名取ブロック1次仮置場 ④ 坂元字南谷



亘理・名取ブロック 2次仮置場 C 吉田地区



○多賀城市、七ヶ浜町、塩竈市、松島町に入ると、海岸線は一転して複雑に入り組んだりリアス式海岸になり、その分、平野部分（海岸線に占める割合）は少なくなります。塩竈市と松島町には大きな河川があるため平野も（面積的に）大きく市街地が広がっていますが、湾の入口にある多数の小島が津波の威力を削ぎ（あくまでも他の被災地に比べて）建物被害（震災がれきの発生量）は少ないように思われました。

七ヶ浜町ようにリアス式海岸で沿岸部に平野が少ない地域では、震災がれきの仮置場が沿岸部ではなく内陸地（高い塀で囲んで街中に、あるいは山間部）に設置される場合があります。仮設焼却場は構造上（冷やすために大量の水を要する）の理由からか、沿岸部以外では見られませんでした。（街中・山中には仮置場しかなかった）

（仮設の処理場が建設できる海岸部が少ない）七ヶ浜町では全て町外（山形県など）処理を依頼しているとのこと。また、松島町職員の話では、（松島は被害が比較的少なかった）ので空いた仮置場や苦情のある仮置場から順次閉鎖、移転・集約されているとのことでした。

多賀城市 1次仮置場 2箇所（両方街中だったが、袋詰めにしたり高い塀で囲ったりして見た目に配慮している様子があった） 沿岸部にも仮置場を設置可能な場所はあるが、近くに焼却場（クリーンセンター）があるためこの場所としている様子

七ヶ浜町 1次仮置場 4箇所
塩竈市 1次仮置場 3箇所
松島町 1次仮置場 1箇所



○東松島市、石巻市は、直線的な海岸線で平野が広がり、女川町は反対にリアス式海岸の狭い平野ですが、沖に小島など津波を弱めるものがなく、大打撃を受けていました。

石巻市では、港周辺に密集していた工場群が被災したにもかかわらず1年余りで再開しているところも多く（民間事業者が分別されたがれき＝木片や金属などを再利用している）、たくさんの方が働いていました。その中に大規模な一次仮置場（分別されていない）があり（それ以外にも除去しきれない道端のヘドロからも悪臭）、港周辺に風向きによって鼻をつく悪臭が舞い込み、作業環境は悪いものでした。

石巻港に大規模（職員の話では1日の処理量300t×5基で国内第2位処理能力）な焼却処理場が建設されており、石巻市・東松島市・女川町で発生した膨大ながれきの処理が進められていました。（フル稼働までまだまだ処理速度は上がっていく）

東松島市 1次仮置場 6箇所

石巻市 1次仮置場 22箇所（確認できたのは11箇所） 2次仮置場 1箇所

女川町 1次仮置場 5箇所

南三陸町 1次仮置場4箇所（確認できたのは3箇所）



石巻ブロック1次仮置場 石巻市④雲雀野公園



岩手県

岩手県では、花巻空港から青森県堺の洋野町まで行き、そこから南下するルートをとりました。

○洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町（1日目）までは、宮城県（直線的な海岸線・広い平野、リアス式海岸・狭い平野）とは様子が異なり、太平洋側は断崖箇所が多く、海に降りることのできる場所も狭く、その多くが小さな漁港になっていました。そのため、主な被害は漁港施設や漁具、岸壁などで（民家被害は少ない）、これらの施設は、住宅とは異なり（再建についての争いが無い）すぐに再建・修理されていました。

洋野町	1次仮置場	1箇所
久慈市		3箇所
野田村		6箇所（確認できたのは4箇所）
普代村		2箇所
田野畑村		1箇所
岩泉町		1箇所





○宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼市（宮城県）は、いずれも複雑なリアス式海岸で、川沿いに開けた平野部分に大きなダメージを受けていました。岩手県では、仮設焼却場は宮古市と釜石市にしか建設しておらず（いずれも海岸沿い）、山田町、大槌町、大船渡市などでは破砕・圧縮施設（中間処分場）が建設され稼働していました。中間処理したがれきは再び焼却施設か再利用施設での処理を受けます。資金にも時間的にも制限がある以上、市町毎に焼却場を設ける必要はありませんが、効率的な施設運営を追求しなければなりません。

宮古市	1次仮置場	6箇所	2次仮置場・処理施設	1箇所
山田町		1箇所		1箇所
大槌町		7箇所		2箇所
釜石市				
陸前高田市		4箇所		3箇所
気仙沼市（宮城県）		5箇所（確認できたのは3箇所）		1箇所







まとめ

言うまでもなく東日本大震災の被害・津波被害は甚大であり、震災がれきは膨大な量になっています。建物から証拠書類まで全て流されてしまった被災自治体では、文字通り1から行政をやり直さなければならないことも多く、人手が（もちろん予算も無限でない）足りていない印象でした。震災がれき問題だけでなく日本各地から訪れる議員（私も迷惑をかけた一人）やボランティア、マスコミ等への対応にも職員の時間は割かれます。

地域のことを地域（自治体）でやることは（平常時の）原則ですが、多くの制限がかかる中で大切なのは「やるべきこと（役割分担を含め）とその順番を決めること」だと思います。

被災地の復興に向けて最も重要な行政の役割は、被災者の生活基盤を整え、やる気を引き出すことです。

生活、すなわち住むところ（住宅）、食べるもの（商業施設）、働くところ（雇用）の基盤を整備するためには、都市計画でどの場所をどんな区域にするのかを決め、荒廃した土地の整備を進めなければなりません、この復興への第1歩目で停滞してしまっています。困難な利害調整を含む問題ではありますが、がれき処理ではなくこの問題を乗り越えなければ生活基盤の整備は進みませんし、仮に中途半端な都市計画になってしまえば、震災以前よりも勢いのある都市発展を目指す「復興」にはなりません。

考えるべき行政の役割分担は、被災市町村は、まず復興よりも前の被災住民の生活に関する事務（仮設住宅や医療、収入関係）と、復興の第1歩である都市計画（住民合意の獲得）に全力を注ぎ、その他の事務（国や県がカバーできるもの）は極力国や県（被災地以外の市町村）が代わることだと思います。国は被災市町村の分担事務を妨げる法規制を緩和し柔軟な運用を可能にするという援護も必要です。

震災がれきの処理は、被災者の生活に直接の関わりがなく、復興の第1歩である都市計画の策定とも直接関連しないため、国や県で代替できる事務だと考えます。（一般廃棄物だからといって平常時の通り各市町村が分担する必要はない。特措法で市町村が県へ委託することも可能になったが、原則として市町村事務であることに変わりはなく（（委託していない自治体もある））、広域処理への対応や交渉を含め負担になっている。）

・ がれきの仮置場

一次仮置場＝付近のがれきを全て集める（緊急性を重視）

二次仮置場＝一次仮置場に集められたがれきを処理しやすいように種類毎に分別集積

一次仮置場は生活の邪魔になるような場所にもあったが、二次仮置場に移転する際、生活や復興の妨げにならない場所が選定（もしそうでない場所があるならば、選定をやり

直すべき)、分別されて集積。 * 実際に震災1年でほとんどが二次仮置場に移転完了

→ 二次仮置場のがれきが住民生活の妨げになるというのは論理矛盾であり、これを関西や九州まで運んで処理するというのは不合理(論理の飛躍がある)

さらには、震災がれきの総量が見直され広域処理量(3年以内に現地で処理し切れないと主張されるがれき量)も減算されようとする中で、広域処理の議論が復興のためではなく広域処理のための議論として突き進むことに警鐘を鳴らしたいと思います。

2012年6月 中田英一